

新宿区の防災対策(概要)

災害対策本部の設置

区内で災害が発生したとき、又は発生する恐れがある時に設置します。
職員は災害の状態により適宜、配備態勢をとります。

相互応援協力

- ・東京都への応援要請・特別区相互間の協定・伊那市ほかの自治体や民間事業所との協定・被害が甚大になった場合は自衛隊への救援要請。

危機管理課の事業概要

1 地域における自主防災行動力の向上

- (1) 地域防災協議会の運営
- (2) 防災区民組織への支援
 - ア 活動助成金
 - イ 講座・講習会等
 - ウ まちの防災チェック
 - エ 自主訓練
- (3) 防災意識の普及啓発
 - ア ビデオテープ・DVDの貸出
 - イ 防災指導員の出前講座
 - ウ 建物耐震改修・家具固定の普及啓発(家具転倒防止器具のあっせん・災害時要援護者へは無料配付、無料取付の実施)
- (4) 区民防災センター
 - 平成8年度オープン、本庁舎のバックアップ施設のほか、3名の防災指導員が館内案内、起震車訓練の指導、防災相談等を行っています。
- (5) 起震車による訓練
 - 地震の揺れを体験することができます。
- (6) 災害時要援護者対策の充実
 - ア 災害時要援護者登録名簿の活用
 - 災害発生時に自分の身を守ることが困難な方を地域ぐるみで守ることができるよう、本人の申出により登録していただき、名簿を区民防災組織、民生委員、消防署、警察署、区の関係組織に配付しています。
 - イ 避難支援のための訪問調査
 - 名簿登録されている方を訪問し、状況の変化や災害時にどのような支援が必要か調査します。(平成20年度は、若松地区でモデル実施)
 - ウ 家具転倒防止器具の無料配付・無料取付事業
 - 過去の例でも、地震による家具の転倒で大怪我をしたり、亡くなっている方が多く、避難活動が大変な要援護者を対象に行っています。

2 初期消火体制の充実

(1) 消火器の配備

区内の幹線道路沿いや住宅街にボックス付で約4,200本の消火器を配備しています。

(2) 小型消防ポンプの配備

防災区民組織に小型消防ポンプ、260台を配備しています。

(3) 消防水利の確保

消防署の消火活動を補完するために40トン以上の防火水槽を94基、小型消防ポンプ用に5トン小型防水貯水槽を229基設置しています。

(4) 消火器のあっせん等

3 避難所等の整備

(1) 広域避難場所

緑地等のオープンスペースです。東京都が指定し、利用地区の割当てを行っています。現在、11箇所が割当てられています。

(2) 一時集合場所

避難する際に、近隣の人たちが集団で行動するために集合する場所です。防災区民組織の要望に基づき、区が警察署・消防署と協議して、公園・神社仏閣などを指定しています。

(3) 避難所

第1次避難所

区内小中学校及び協定または覚書を交わした都立高校等

第2次避難所（福祉避難所）

高齢者・障害者等の災害時要援護者のための避難所、児童館・ことぶき館等

4 食料・生活必需品・飲料水の確保

(1) 災害時用備蓄品の確保

(2) 飲料水の確保・生活水の確保

5 災害用トイレの確保

(1) 災害用便所の設置

(2) 多目的防火貯水槽

(3) 多目的小型防火貯水槽

(4) 下水道利用型災害用トイレ

6 防災ボランティアの育成

防災サポーターとして防災区民組織での指導、防災訓練等の協力、災害時における避難所での情報連絡活動を行います。定員は60名で、平成19年度は56名が登録しました。

7 医療救護

(1) 医療救護本部の設置

災害対策本部が設置された時は、健康部に設置、医療救護所の開設や医療機関との連絡調整に当たります。

(2) 医療救護所の開設

災害発生時には区内10か所の区立小中学校に、必要に応じて設置します。

8 災害訓練

(1) 新宿区総合・地域防災訓練

平成19年度は、8月26日(日)に3会場で総合防災訓練を実施しました。平成20年度は、9月7日(日)実施します。

(2) 住民の自主訓練への支援

各組織が場所及び日程等を決めて行います。それに対し、使用資機材の貸し出し、消火器薬剤の詰め替え、訓練でのケガを補償する保険の適用等の支援を行います。大規模な訓練の場合は、職員の派遣もしています。

(3) 復興区民組織の育成

復興に向けての戦略を用意しておくため、平成19年度は笹笥町地区で実施、20年度は落合第二地区で実施します。訓練は早稲田大学に委託しています。年間4~5回

9 昼間区民対策

(1) 区内事業所対策

平成19年度に、事業所と地域との連携及び帰宅困難者に重点を置いたアンケート調査を実施を東京商工会議所新宿支部との協働事業として実施しました。平成20年度はこのアンケートの結果を受けてサバイバルブックを発行します。

(2) ターミナル駅周辺の帰宅困難者対策

ア 帰宅困難者対策訓練

平成16年1月17日に、帰宅困難者対策訓練を実施、16年3月最終報告の取りまとめを行いました。新宿駅での帰宅困難者は9万人が想定されています。

イ 新宿駅周辺滞留者対策訓練

平成20年1月15日駅周辺の事業者と都・区の合同訓練として実施。訓練では、情報収集、混乱防止、仮設トイレの設置などの発災対応型訓練を取り入れ、広域避難所の新宿中央公園・新宿御苑に避難しました。

1 0 多目的環境防災広場の整備

地域のリサイクル活動拠点及び防災活動拠点として6か所あります。

1 1 災害情報支援システム及び防災行政無線の運用

(1) 災害情報システム

電話が不通の場合に無線を使用することにより、災害時の被害状況等を迅速に収集することができます。本庁者及び防災センターに設置され、東京都のシステムとも接続されています。

(2) 地域防災無線

区の施設及び区立小中学校、区内消防署、警察署、交通機関、生活関連ライフライン機関、新宿区医師会等180局を設置しています。

(3) 屋外拡声子局

98局設置、震度5強以上の地震発生じや警戒宣言が発せられた時に一斉に流します。

1 2 避難所標識版の維持管理

設置131基

1 3 風水害対策

(1) 気象情報の収集

(2) 気象情報の公開

区ホームページで公開しています。

(3) 神田川・妙正寺川流域洪水ハザードマップの作成

その他危機管理課の仕事

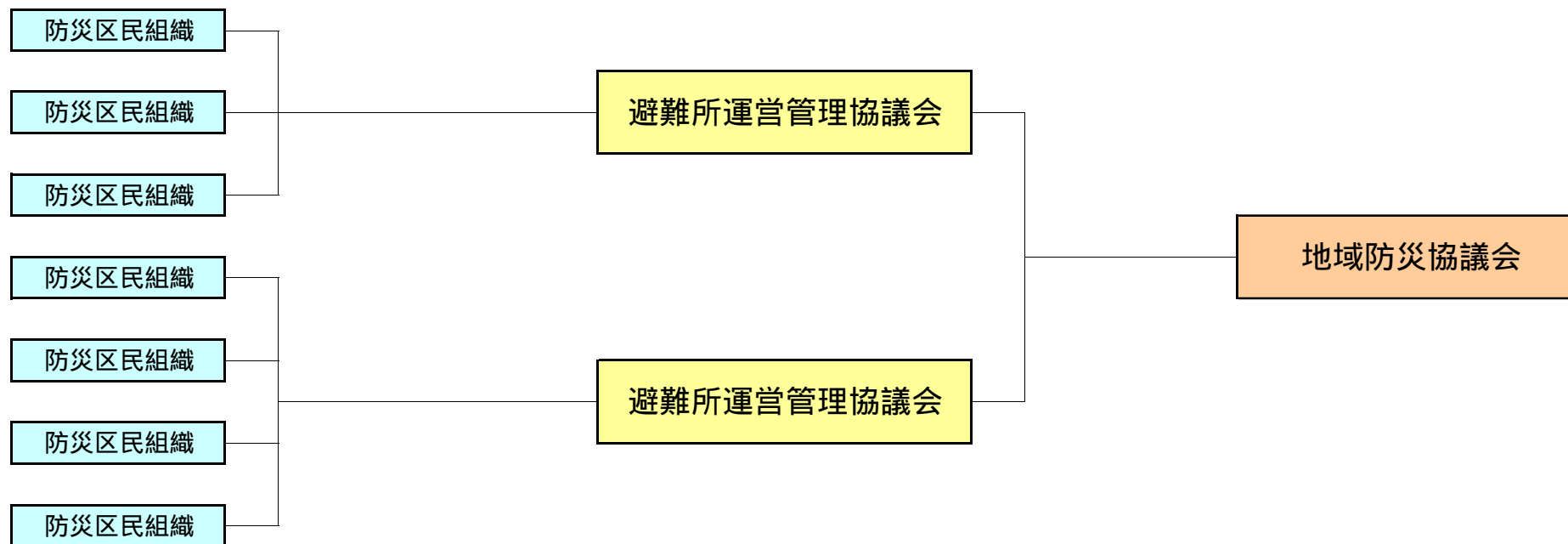
国民保護制度について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)に基づき、区では、平成18年5月に新宿区国民保護協議会を立上げ、平成19年3月に「避難」「救護」などの国民保護措置を迅速・的確に行うため、新宿区国民保護計画を作成しました。

しんじゅく安全・安心情報ネットについて

警察・学校・地域・日本気象協会等からの情報を危機管理課が集約、管理して、配信にかかる時間を短縮するとともに、希望者には、「不審者情報」に加え、「事件情報」や「防災情報」のメールを送ります。また、メールと同一の内容を新宿ホームページ「しんじゅく安全・安心情報ネット」からもご覧になれます。

新宿区の地域における防災組織



防災区民組織とは、町会、自治会等を母体とした自主防災組織であり、新宿区には203組織あります。

活動内容は、自主防災訓練、講演会の開催、防災紙の発行、防災資機材の操作訓練などです。

避難所運営管理協議会は、いくつかの防災区民組織の代表、消防署、消防団、警察署、民生委員、日赤、防災サポーター、学校職員、PTA、区職員により組織され、新宿区には45協議会あります。

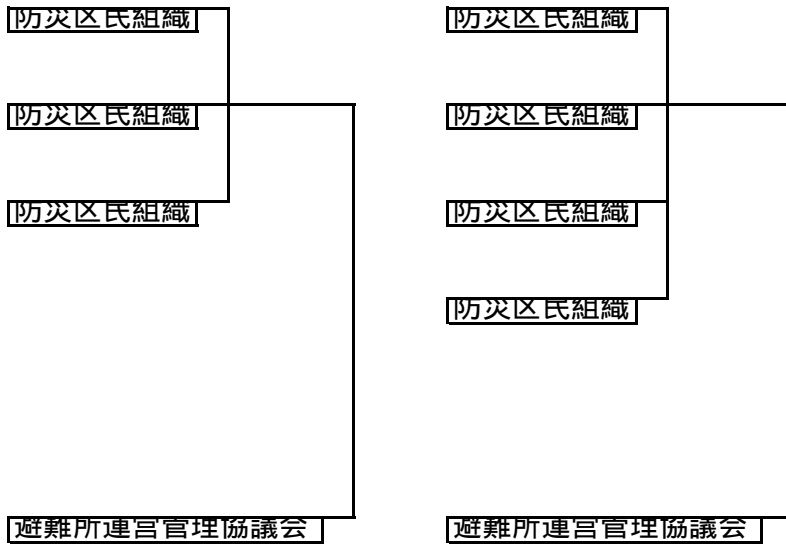
年に1回以上の開催を予定しており、役員の確認、マニュアルの見直しなどや、防災訓練を実施しています。

細目は別紙のとおりです。

地域防災協議会は、各特別出張所ごとに年2回開催し、管内の防災区民組織の代表のほか、警察署、消防署、消防団、防災サポーター、民生委員、区職員により組織されています。

年度当初は防災事業の年関計画の説明、年度末は1年間の経過報告を中心に実施し、各防災区民組織と意見交換を行っています。

避難所運営管理協議会を中心とした体系図



防災区民組織とは、町会、自治会等を母体とした自主防災組織であり、新宿区には203組織ある。

活動内容は、自主防災訓練、講演会の開催、防災誌の発行、防災資機材の操作訓練などである。

避難所運営管理協議会は、いくつか防災区民組織の代表、消防署、学校職員、PTA、区職員により組織されており、新宿区には45協議会ある。

避難所運営管理協議会とは

主な構成メンバー

防災区民組織（203組織）
防災サポーター 日赤
PTA、学校関係者
消防署 警察署 区職員
その他

主な目的

災害時における避難所の
自主的・円滑な運営管理
地域防災力の向上

主な活動

会の開催 年2回～3回
平時
・避難所利用計画、「避難所運営管理
マニュアル」の整備
・防災訓練の実施 平成19年度訓練実
績は総合防災訓練が3避難所、
地域防災訓練が21避難所）
災害時 避難所の立ち上げ、運営、管理

学校は地域の避難所に指定されていることが多く、災害が発生すれば、多数の住民が集まることが予想されます。

避難所の運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う自主的防災組織と区が十分連携して行う必要があります。

区ではこういったネットワークの構築をめざし、各地域で地域防災協議会を設置し、意見の取りまとめを行っています。